申告をお忘れなく

# 令和４年度固定資産税(償却資産)

問い合わせ　資産税課　229-3132　FAX229-3331

法人や個人が事業を営むために所有している構築物・機械・器具・備品などを償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

令和４年１月１日時点で、市内に償却資産を所有する人は、多少にかかわらず申告してください。申告書などは、12月上旬に発送予定です。申告書が届かない場合はご連絡ください。

## 償却資産とは

### 課税対象となる償却資産の例（業種別抜粋）

| 業　種 | 償却資産 |
|---|---|
| 共通 | 舗装路面、外構、看板、パソコン、コピー機、太陽光発電設備 |
| 小売店 | 商品陳列用家具、冷蔵庫、冷凍庫 |
| 飲食店 | 接客用家具、厨房設備、カラオケセット、冷蔵庫、冷凍庫 |
| 理・美容業 | 理容および美容機器、サインポール、テレビ |
| 駐車場 | 駐車装置、照明などの電気設備 |
| 工場 | 旋盤、金型、プレス機器、洗浄給水設備、溶接機 |
| 建設業 | パワーショベル、ポータブル発電機 |
| ガソリンスタンド | 給油配管設備、洗車機、独立したキャノピー |
| 農業・漁業 | 農業用ハウス、農業用機械、農業用器具、漁船 |

次の資産は固定資産税の償却資産の対象となりません。

- 自動車税・軽自動車税の課税客体
- 耐用年数１年未満の資産
- 取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
- 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により３年間で一括して均等償却するもの(一括償却資産)

## 申告書の提出を

**提出方法**　１月31日(月)までに資産税課または同課分室、各総合支所市民福祉課へ

※提出期限間近になると窓口が混雑します。申告書の書き方が分からない場合は、以下の書類と印鑑を持参して、早めに資産税課へご相談ください。

- 津市から送付した償却資産申告書
- 確定申告書
- 固定資産台帳など減価償却資産の明細の分かる書類

※申告がない場合は条例に基づき10万円以下の過料が科されることがあります。また、申告誤りなどがあった場合は、現年度を含め最大５年度分の修正申告を求めています。

**令和５年度以降の申告書の送付について**

令和５年度から、提出用申告書のみを送付し、控え用の申告書は送付しません。申告書の控え(写しを取ったものなど)が必要な人は、提出前に申告書のコピーを取るなど、ご自身でご用意ください。

## eLTAX(エルタックス)で電子申告ができます

津市では、固定資産税(償却資産)の申告にeLTAXを導入しており、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告できます。

利用には事前に届け出が必要ですので、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

HP エルタックス 検索